



沖縄労働局発表

令和2年8月4日(火)

担当

労働基準部 健康安全課
課長 並里智浩
主任産業安全専門官 梅澤 栄
電話:098(868)4402

あなたの「技能講習修了証」 は有効ですか？

(無効な技能講習修了証【木造建築物の組立て等作業主任者】
の回収の呼び掛けを行っています)

沖縄労働局は、下記の内容について登録教習機関からの協力依頼により、無効な技能講習修了証の所有者へ回収の協力依頼を行っております。

お手持ちの修了証の記載内容を確認して頂き、下記内容に該当する技能講習修了証の場合は回収へのご協力をお願いいたします。

無効な修了証の回収に併せて代替講習の受講などを登録教習機関で対応しておりますので下記問合せ先へ連絡をお願いいたします。

なお、無効な修了証を利用し、法定職務に就いた場合は「無資格就業」により法律違反となりますのでご注意ください。

記

1 事案概要および状況

下記登録教習機関は、法定の教習機関の登録を更新しないまま、効力を喪失(平成28年10月19日満了)していたにもかかわらず、当該技能講習を行ない、無効となる技能講習修了証を交付したものの。

講習修了証の内、令和2年7月16日現在、連絡先不明等を含み14名分が未回収である。

回収の依頼通知や代替講習の受講などを当該教習機関より継続して呼び掛けている。

2 対象登録教習機関及び無効な技能講習修了証に係る内容

(1) 講習実施登録教習機関(修了証発行者)

全国建設労働組合総連合 沖縄県建設ユニオン

(問合せ先 電話 098-862-5520

住所 〒900-0012 沖縄県那覇市泊 3-11-1)

(2) 実施講習名
木造建築物の組立て等作業主任者技能講習 (登録番号 166)

(3) 無効講習修了証の交付年月日及び修了証番号

① 交付年月日 平成 29 年 2 月 17 日

修了証番号 第 128、129

第 130、133

第 141、143、144、145

第 155、156、157

計 11 名

② 交付年月日 平成 29 年 12 月 18 日

修了証番号 第 162、164、166

計 3 名

合計 14 名

以上